

第Ⅳ章 大学間の学生移動の促進

—学士課程教育の質保証・向上の実質化

1. 私立大学の存在意義

私立大学の基本的な使命は、それぞれの建学の理念に裏打ちされた多様な教育・研究を展開し、民主主義社会の基盤となる多様な人材を社会に輩出することにある。多様性こそ私立大学の生命線である。他方で、高等教育機関としての私立大学は、社会が必要とする高度な能力を開発した人材を養成する義務を果たすことによってその公共性を維持している。両者は矛盾するものではないが、ときとして対立軸となる要素を含んでいる。前者の多様な能力開発に力点を置きすぎると、社会が要請する基本的な能力の欠如に結びつくことがしばしばある。初等教育レベルの運算能力さえ欠く運動選手を高等教育機関として養成する必要があるのであろうか。また、逆に後者を強調しすぎると画一的な教育に陥り、社会が必要とする多面的かつ高度な判断ができる人材の養成に事欠く危険性がある。あらかじめ回答が用意された問題にしか取り組まない人々が溢れる社会に明るい展望は開けるのでであろうか。両者のバランスの追求の中にのみ、私立大学の存在意義がある。

学士課程教育の質保証・向上のための諸策の模索においても、これにかかわる問題がある。教育課程の質保証として直ちに想起されるのは、課程を経た個々の学生の基本的な能力水準、すなわち高等教育によって付加されたはずの社会人としての基本的能力の検証であろう。しかし、初等・中等教育においては、共通の達成基準をおおむね設定し、それへの児童・生徒の達成度を検証することに実際的な意味を持ち得るが、高等教育においてはその策定すら容易ではない。分野が多岐にわたり専門性が問われる高等教育において、さらに多様性を生命線とする私立大学教育において、高等教育に期待される共通の水準とその分野の要求水準とを、課程を修了した学生から同時に検証する方法を構築するには多くの努力を必要とする。比較的可能に見える医学、薬学等々の資格試験を伴うものについてさえ、試験そのものは能力の多面的な検証を目指すものではない。

上述の結果として、学士教育課程が、それにふさわしい方法と過程に基づいて運営されているかを評価する、すなわち評価機関によって教育課程を「過程」で評価する方法が実際的に採用されてきた。しかし、こ

こにも問題がある。その第一は、種々の実地調査等を伴うとはいえ、教育課程の過程進行の実態に踏み込んでまでの調査には困難を極め、基本的には外形評価にとどまらざるを得ないという問題である。外形評価にとどまるため、往々にして形式を整えることにのみ価値がおかれ、評価の本来の目的である内実を具備した質の向上につながり難い傾向が見られる。もちろん外形評価であっても教育の質向上にとって基本的な事柄であり否定するものではないが、形式的評価に終わる問題性を指摘できる。

第二は、評価の尺度づくり、基準策定の問題である。高等教育機関として必須の備えるべき条件をどこまで設定し求めるべきか、他方でそれぞれの分野、特色をどのような尺度で評価すべきか、前述のバランスに直接かかわる問題がある。前者の強調は、画一的な尺度の押しつけにつながりかねないし、後者の強調は、特殊を特殊で評価する同義反復になりかねない。私立大学の高等教育機関としての存在意義を的確に評価し、その学士課程の質保証・向上を企図する評価方法の開発には今後も多くの時間と努力をする必要がある。

2. 実質的質保証・向上のための諸策

学士課程教育の質保証・向上を各種評価によって追求しようとする努力と併行して、それぞれの大学の特徴を活かしながら、各大学の協力によって全国的規模での実質的な教育の質保証・向上を達成する方法が考えられる。その方法として、以下の4案があげられる。

- ①一定数の教員が一定期間大学を移動し、授業を担当する（教員移動による教育水準の実質的保証）。
 - ②各大学のそれぞれの分野が、当該分野の他大学教員を外部試験委員に委嘱し、成績評価の過程に参加させる（他大学教員参加による成績評価水準の実質化）。
 - ③学生が移動し、各大学の特徴を活かした科目を正規の科目として履修する（各大学授業に対する他大学学生による全国的授業評価の成立、教育の質の実質的評価と改善）。
 - ④大学間の連携による e-ラーニング等を駆使した遠隔地教育の大規模な実施によって授業の共有を促進する（新時代の教育方法実践による質の実質的確保）。
- ①の方法は、それぞれの教員の研究活動・生活が多方面にわたるので、

現に行われているように意思を共有する数大学間であれば比較的容易であるが、全国的規模での教員の頻繁な移動は現実的に難しい場合もある。しかし、将来的には宿舎、研究環境などの条件整備と併行して積極的に追求すべき方策である。

②の方法は、すでに諸外国や日本の一部の分野では採用されている方法である。しかし、当該分野の教員の理解と協力を依存する部分が多く、場合によっては形骸化する恐れがある。また、趣旨にかなった外部試験委員を見出すことにも困難が伴う場合もある。これらの課題を克服しながら、他大学教員が相互に専門分野の試験採点にかかわる文化の形成を図る必要がある。

これらに比して③の方法は、条件さえ整えば学生は比較的移動がしやすく、実現の可能性が最も高い。学生の移動履修を教育課程に組み込むことによって、学生の学習機会全体を拡げることができる。またそれは大学間、大学・学生間に好ましい緊張関係を生み出し、各大学が提供する授業内容の向上発展が期待できる。すでに各地で実施されているコンソーシアムの全国的な発展型とも言い得る。欧州における ERASMUS が、各大学の授業内容の向上を意識させるようになったのと同様の効果を、私立大学の多様性を前提としながら獲得しようとする試みである。

④も直ちに実施されるべき方策であるが、①や③の教員もしくは学生の移動による対面授業との併用によって最大限の効果を発揮するものと予想される。

したがって、ここでは④に補強された③の方策を実現可能なものとして提案したい。教育制度が元来異なる国々の国境を越えた頻繁な学生移動や教育プログラムの乱立が、教育の質保証問題を惹起させ、ヨーロッパにおけるボローニャ・プロセスの契機となった。このことを思うならば、一国の同じ教育制度の内にあっては、e-ラーニング等の遠隔地教育プログラムに補強された頻繁な大学間学生移動を実現させることによって、教育の質保証・向上が実質的に図られるのではないかと考える。

3. 実施方法と設置例

大学間学生移動の促進、前章でいう「渡り鳥学生」による各大学の科目履修の促進のために以下の方法と手続きをもってまず開始すべきであると考える。

①各団体加盟の私立大学は、分野、規模に応じて最低1科目以上の科

目を、履修人数枠を定めて団体加盟の他大学学生に対して開放、履修させる。

- ②開設科目を特設（特定期間集中その他）とするか、既存科目の開放とするか、科目の設定については、各大学の判断とする。ただし、いずれの場合においても、正規の授業科目とし、履修者には科目設置大学学生と他大学学生とが相当数混在するものとする。
- ③各大学の学生は、希望する大学の授業科目履修を申請することができる。
- ④設置科目の履修者の選考は、設置大学において行う。希望者多数の場合は、選考試験などを課する場合もある。共通の受講資格認定試験の実施も視野に入れる。
- ⑤科目によっては、履修資格（医学部生・薬学部生など）を定めることができるが、それは必要最小限にとどめ、履修機会を過度に制限することのないようにする。
- ⑥各大学とも受講生の成績評価をし、その取得単位・評価は、学生の所属大学において卒業所要単位として認定される。
- ⑦学生による授業評価を必須とし、結果は Web 上に公開し、次の履修者の便宜を図るとともに授業改善に役立てる。
- ⑧実習・実験費等の実費の徴収は行うが、特別授業料は徴収しない。その他の費用（旅費、滞在費）は基本的に学生個人の負担とするが、所属大学において履修支援制度等を設けて援助することが望ましい。
- ⑨大学間での資金移動は発生させない。
- ⑩個別大学間の単位互換協定、複数大学コンソーシアムによる単位互換等と並存する全国的規模での講座開放・単位認定制度とする。
- ⑪海外大学との共通科目設定も視野に入れ、留学生受け入れの基盤を拡げる（例：首都圏のF総合大学に留学中の学生が、単独では留学生受け入れが困難な、地方の小規模単科大学の特色ある科目を履修する）。

以上に基づき、たとえば以下にあげるような科目の設置が考えられる。

大学	講座名	開講期間・授業回数他	履修者
沖縄A大学	日本安全保障論	夏2週間滞在15回+基地周辺地元調査	設置大学4:6 他大学
東京B大学	日本の流通業	春学期関連6科目コースプログラムで開放	他大学生10%

北海道C大学	環境保全論	夏2週間滞在15回＋野外 合宿調査	設置大学 5：5 他大学
京都D芸術大学	日本美術史	e-ラーニング＋冬10回滞 在対面授業＋演習	設置大学 3：7 他大学
大阪E医科大学	遺伝子医学	春2週間滞在15回＋演習 ＋関連科目履修	他医科大学 生20%

4. 運営・財政

- ①本部を私立大学団体連合に置き、各大学からの科目登録を受け付け管理する。将来的には常設の本部機関設置も考える。
- ②本部は、受け付けた科目情報をWebによって提供する。受講の申請、試験の実施、成績の通知・管理は関係する大学によって行う。
- ③準備できた大学より順次実施するが、できるだけ早い段階での全加盟大学実施を目標とする。
- ④学生からの要望・苦情等については、原則的にはまず設置大学で処理するが、本部への直接の訴えも受け付ける。これについて本部が事情調査の結果、改善が必要な場合は、当該大学に通知する。

大学間学生移動を頻繁化し、科目の開放、共有化によって、実質的に質保証・向上を図る試みは、まずは個々の大学の財政努力により実現するものである。しかし、それをさらに円滑に進め発展させるためには以下のような適切な共有施設の整備、共通の財政的な基盤の確立も必要とする。

- ①大学共有施設としての大学宿舎の各大学所在地への整備が必要である。安価に学生が利用できる宿舎を全国に整備することによって、本提案に基づく学生の大学間移動を円滑にすることができる。当該地の大学生の利用、本プログラムによる学生の利用、通信制学生のスクーリング利用、そして大学卒業生会員による会員利用等を組み合わせるならば、年間の安定した稼働も可能であり、十分に採算の取れる事業としても成り立つ。さらに留学生の宿舎問題の解決にもつながる。大学、世代、国籍を超えた多様な学生が同じ宿舎で過ごすことはそれだけでも教育の質向上に資するものであり、公財政支出の好対象でもある。
- ②e-ラーニングのさらなる充実のため、技術開発・インフラ整備への公財政支援とともに、これを促進するための制度的財政的支援（著

著作権処理の支援、コンテンツ作成支援制度等)が望まれる。

おわりに

遠隔地教育と大学間学生移動を組み合わせた教育の実現が、評価だけでは困難な質保証・向上の実質化を促進するものと期待される。それぞれ特徴をもった多数の大学を擁する日本の高等教育の総資源を活用し、総力をあげて学士課程教育の質保証・向上に取り組む方策として本構想は意味を持つと考える。